

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市個人情報保護審議会

会長 市川 正人

学校警察連絡制度における個人情報の取扱いについて（答申）

平成24年5月29日付け、24宇市広第97号により諮問のありました「学校警察連絡制度における個人情報の取扱いについて」について、下記のとおり答申します。

記

- 1 諮問のあった個人情報の収集については、当該事業を実施するうえで欠くことができないものであると認められるため、下表を収集禁止の例外類型事項22として追加することは妥当であると認められる。

整理番号	事務の種類	収集が適当であると認める理由
社会的差別の原因となるおそれのある個人情報		
22	学校が、児童生徒の健全育成に関する指導・支援を行うにあたって、学校警察連絡制度に基づき、警察から必要な個人情報を収集すること。	学校が、児童生徒の健全育成のための指導・支援を行うためには、警察から児童生徒の非行・不良行為等に関する情報を収集する必要があるため。 ただし、個人の権利利益を不当に侵害することがない場合に限る。

- 2 諮問のあった個人情報の収集については、当該事業の実施にあたり、本人以外のものから収集することについて相当の理由があると認められるため、下表を本人以外からの収集禁止の例外類型事項17として追加することは妥当であると認められる。

整理番号	事務の種類	本人以外からの収集が適当であると認める理由
17	学校が、児童生徒の健全育成に関する指導・支援を行うにあたって、学校警察連絡制度に基づき、警察から必要な個人情報を収集すること。	本人又は保護者の同意を得ることが不可能又は困難な場合に、学校が、児童生徒の健全育成のための指導・支援を行うためには、警察から児童生徒の非行・不良行為等に関する情報を収集する必要があるため。 ただし、個人の権利利益を不当に侵害することがない場合に限る。